

## 2019年度ものづくり・IT体験授業等（小中学校等）についての方針

### 1 受付から実施決定まで

受付は、3回とする。「学校におけるものづくり・IT授業等要請書」（別掲）に記入し、FAXで申し込む。但し、第1回締切日までに第2回と第3回に実施する分も受け付ける。実施の協議は各回の締切り後、第1回は5月31日、第2回は6月17日、第3回は7月8日に行い、実施の決定を学校等に連絡する。

第 回	締切日	実施期間
第1回	5月30日(木)	6月3日(月)から7月12日(金)
第2回	6月14日(金)	7月16日(火)から8月30日(金)
第3回	7月 5日(金)	9月2日(月)から1月31日(金)

\* 第3回までの受付終了後で予算残がある場合は、9月中旬に再募集の案内を行い、10月31日(木)を締切日とする。

### 2 ものづくり体験授業等に関して

- 実施期間は、6月から1月末とする。
- 要請者は、学校とする。夏休みわくわくスクール等の場合は、窓口を副校長とする。
- 体験授業は、原則として教員が立ち会い、必要に応じてマイスターの補助や児童・生徒に対する指導等に当たることとする。
- 講座は、原則として学校ごとの学年単位とする。但し、多人数の場合には、クラス単位や希望者の実施などの対応をする。実施最低人数は10名程度とする。
- 派遣マイスター等について
  - ・派遣するマイスター等の謝金や交通費は、協会が負担する。
  - ・製作体験の場合、児童・生徒8人程度に1人とする。
  - ・講義のみの場合は、1クラス1名とする。
  - ・職種や校種及び受講学年に応じて、協会と技能士会で協議し、人数を決める。
- 実施校決定順について
  - ・新規校を優先する。
  - ・授業を優先する。
  - ・1校で複数学年の要請については、1校1職種・1学年の学校を優先する。
  - ・その他、別途協議する。
- 生徒対象講座2週間前に、原則として、教師対象講座（「ものづくりの魅力講座」）を実施する。
- 材料費は1,000円（消費税別）／人を上限とし、協会が負担する。
- 保護者が生徒対象講座に参加することは可能である。参観する場合は、参観態度等について、事前に学校から配慮事項を周知することとする。

### 3 IT体験授業等に関して

○「ロボットソフト組込」の場合、ITマスターの日程調整後、協会が中央技能振興センターにロボット使用申請をする。ロボット使用日程決定後に実施日が決定する。

1講座30人とする。多人数の場合は、複数講座の開講などの対応をする。

ロボット等の機材受領と返送にミスがないよう、学校と打合せ時に取りきめする。

○材料費は、1,000円（消費税別）／人とする。

「ロボットソフト組込」の場合、中央技能振興センターでレンタル手続きをするため、不要である。

「グラフィックデザイン」等の場合、タブレットの使用料等が必要になるので、受講者数で実施の可否を検討する。

○教材は、中央技能振興センター作成のものを協会が印刷する。

### 4 書類に関して

実施決定後、必要書類については、協会から学校の担当者に連絡する。

### 5 その他

実施に際し、課題が生じた場合はその都度、協会で協議する。